

「港湾施設の使用等に関する事務取扱要綱の制定」の意見公募について

全部改正後の横浜市港湾施設条例（平成 30 年 10 月横浜市条例第 52 号）に基づく、港湾施設の使用許可等に係る審査基準を定めることを予定しています。

つきましては、広く市民の皆様から御意見をいただきたく、次の要領で意見の公募を行います。

1 意見公募期間

平成 31 年 1 月 15 日（火）から平成 31 年 2 月 13 日（水）まで（必着）

2 意見提出方法

「意見提出書」に記入し、次のいずれかの方法により、御提出願います。

なお、電話での御意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

(1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：kw-kanzail@city.yokohama.jp

横浜市港湾局管財第一課 意見公募担当あて

(2) 郵送の場合

〒231-0023 横浜市中区山下町 2 産業貿易センタービル 5 階

横浜市港湾局管財第一課 意見公募担当あて

(3) F A X の場合

F A X 番号：0 4 5 - 6 6 2 - 6 4 6 6

横浜市港湾局管財第一課 意見公募担当あて

（注）F A X 送信後に管財第一課意見公募担当へ電話連絡を行うものとします。

※F A X 送信後の連絡先電話番号：0 4 5 - 6 7 1 - 7 0 8 2

3 注意事項

- (1) いただいた御意見に対して、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- (2) いただいた御意見の内容につきましては、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめ御承知おきください。
- (3) 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。
- (4) 個人情報その他の情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例ほか法令にしたがって適切に取り扱います。

4 御不明な点についてのお問合せ先

横浜市港湾局管財第一課 意見公募担当あて

電話番号：0 4 5 - 6 7 1 - 7 0 8 2

※ 電話による御意見は御遠慮くださいますようお願いいたします。